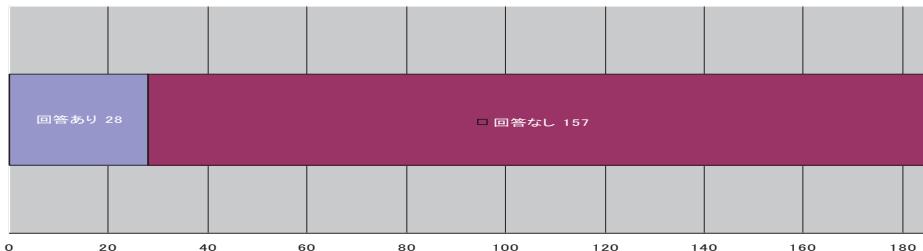


JPNICにおける役員(理事)選任制度に関するアンケート結果報告

【調査概要】

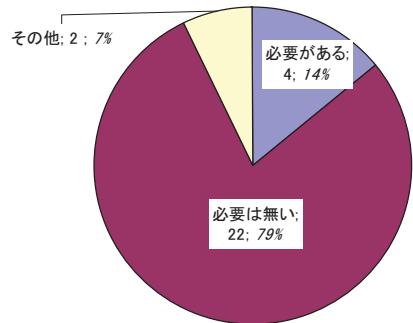
- (1) アンケート先 : JPNIC 正会員 185(内 推薦個人正会員 35)
- (2) アンケート実施時期 : 2009年11月20日～12月18日
- (3) アンケート方法 : 電子メールにより質問の送信および回答の受信を行った
- (4) 回答数 : 28(内 推薦個人正会員 11) *回答率 : 15%



1. “役員選任方法に関する細則” 変更の必要性があると思いますか？

【回答全体】

	団体	推薦個人	計
必要がある	4	0	4
必要は無い	11	11	22
その他	2	0	2



2. 頂いた主なご意見

”必要がある”と回答
<ul style="list-style-type: none"> ・現行の10会員からの推薦というのは現在の会員数からして多く、実際に推薦を集めるのが困難 ・10以上の正会員の推薦が必要な場合、当該の地域だけで10以上も正会員がいる場合はほとんどなく、全国の他地域の正会員の推薦をお願いするしかなく、全国を短期間で行脚し推薦をもらうという実態では地理的要因、時間的要因からいって厳しい ・会員数比率で人数決定 ・理事会推薦で再任の場合は実績と就任後の活動等を公開すべき、また新任の場合はその役割等を明確にし総会前に公開すべき、推薦者数の見直し(分野、地域、本社所在地考慮)、この実装にあっては理事会以外で議論する場を設ける、また推薦者数は5名程度が現実的

”必要はない”と回答
<ul style="list-style-type: none"> ・現状のままで問題ないと考える ・健全な運用が保たれるよう、これまで通り公正に進めていただきたい ・会員の1割弱の推薦者数は相当程度である。現状を維持すべき ・公益法人改革の流れで、JPNICも近いうち(あと4年)に組織体制の見直しを行わなければならない状況の中で、今、役員選任制度を急に変更すべきではない ・現行の「10以上の正会員の推薦」を要する定めは、設立時の会員数180名規模を基礎にしているが、現状の会員数は185名であり、基礎事情に大きな変動はない。この点からも、現行の定めを見直す必要性はない

”その他”と回答
<ul style="list-style-type: none"> ・「法人の決定次第」というのは分かり難い。この部分はJPNIC定款のままが良い ・具体的な数字に対する変更の有無は判断つけがたいが、変更した方がスムーズな運営につながるのであれば実施していただきたい

以 上